

県北広域振興局長告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成23年3月11日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371300468	有限会社アーヴェリック	短期入所生活介護施設 慶愛荘	二戸市福岡字城ノ外16 番地	平成23年3月1日